

観音寺市建設工事に係る共同企業体事務取扱要綱

平成 19 年 4 月 19 日

告示第 76 号

改正 平成 21 年 10 月 6 日 告示第 109 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市が発注する建設工事において、大規模であって技術的難度の高い工事等について確実かつ円滑な施工を図ることを目的として当該工事ごとに結成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）により競争を行わせる必要がある場合の取扱いその他契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(運用)

第 2 条 共同企業体との工事請負契約その他の取扱いについては、観音寺市契約規則（平成 17 年観音寺市規則第 52 号。以下「規則」という。）及び観音寺市制限付き一般競争入札事務取扱要綱（平成 19 年観音寺市告示第 77 号）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(対象工事等)

第 3 条 共同企業体により競争を行わせることができる工事は、次の各号のいずれかに該当する工事であって、確実かつ円滑な施工を図るために共同企業体により競争を行わせることが特に必要があると認められるもので、市長が適当と認めるものとする。

(1) 設計金額が 3 億円以上の土木及び建築工事

(2) 設計金額が 1 億円以上の機械、電気等設備又はその他の工事

2 前項の規定により、共同企業体により競争を行わせることができる工事について、共同企業体以外の有資格業者（規則第 21 条第 2 項の規定により入札参加資格者名簿に登録されたものをいう。以下同じ。）であって当該工事を確実かつ円滑に施工することができるものと認められるもの（以下「単体有資格業者」という。）があるときは、共同企業体により行わせる競争に当該単体有資格業者を参加させることができるものとする。

(基本的要件)

第4条 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の資格等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 当該年度に建設工事の指名競争入札参加資格審査申請書を市長に提出した者のうち、あらかじめ市長が示した要件を満たした有資格業者のうちの2人又は3人のものにより任意に結成するものとし、全構成員の出資比率が次のア又はイに定める割合を下回っていないこと。

ア 2人の場合 30%以上

イ 3人の場合 20%以上

(2) 共同企業体の構成員は、同一発注工事について、併せて他の共同企業体の構成員となること又は単体有資格業者として第3条の入札に参加することはできないものとする。

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合は、共同企業体の構成員となることはできないものとする。

(4) 共同企業体の構成員の組合せは、発注工事に対応する工事の種類用最上位の等級に格付されている有資格業者間又は最上位の等級に格付されている有資格業者と次順位の等級に格付されている有資格業者間のものとする。

(5) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請けとしての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績を有する者でなければならないものとして、市長が工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たす者であること。

(6) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

(7) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

2 共同企業体の代表者は、当該共同企業体の出資割合が最大の構成員とする。ただし、出資割合が同じであるときは、客観点数（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に

関する客観的事項の審査に基づいて算出した総合評点をいう。)の高い構成員又は上位の等級に格付されている構成員とする。

(工事の公告)

第5条 市長は、対象工事について、共同企業体又は共同企業体及び単体有資格者業者により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公告し、これにより、資格認定の申請を行わせるものとする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
- (2) 入札に付する工事及び工事の場所
- (3) 入札参加資格審査の申請受付期間及び受付場所
- (4) 入札を行う日時及び場所
- (5) その他市長が必要と認める事項

(申請書の提出)

第6条 前条の公告に基づき共同企業体を結成して競争入札に加わろうとする共同企業体は、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)を構成員の連名で市長に提出しなければならない。

2 申請書には、特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)及び市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(資格の認定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した共同企業体について、資格審査の上、的確なものを有資格業者として認定し、その旨を代表者に通知するものとする。

(組織変更等の制限)

第8条 共同企業体は、構成員の脱退(市長及び他の構成員全員の承認があったものに限る。)又は構成員の破産若しくは解散による場合を除くほか、契約を締結した工事の施工中において、共同企業体の構成員の出資の割合及び代表者を変更することはできないものとする。

(入札)

第9条 市長は、共同企業体が提出する入札書については、共同企業体の名称及びその代表者名を明記の上、記名押印させるものとする。

(契約の締結)

第10条 共同企業体との契約締結にあたっては、共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記の上、構成員の連名で記名押印させるものとする。

(特定建設工事共同企業体編成表の提出)

第11条 共同企業体は、特定建設工事共同企業体協定書第9条に規定する運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した特定建設工事共同企業体編成表（様式第3号）を契約締結後速やかに市長に提出するものとする。

(通知等)

第12条 市長は、競争入札執行の通知並びに工事の監督及び請負代金の支払等の契約に基づく行為について、すべて共同企業体の代表者を相手方とし、代表者へ通知した事項は他の構成員にも通知したものとみなす。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年10月6日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

観音寺市長 様

年 月 日付で公告のありました 工事に係る
入札に参加したく、下記のとおり共同企業体を結成したので、別紙特定建設工事共同企業
体協定書及びその他指定書類を添えて、競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、全ての構成員が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該
当する者でないこと並びに申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを
誓約します。

記

企業体の名称 _____ 特定建設工事企業体

代表者 所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____ (印)

構成員 所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____ (印)

構成員 所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____ (印)

様式第2号（第6条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1） 観音寺市の発注に係る工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

（2） 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を（事務所所在地を記載すること。）に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の名称等）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、観音寺市及び監督官庁等と折衝する権限、入札参加資格審査申請に係る諸手続を行う権限、並びに入札書及び見積書の提出、工事請負契約（その変更契約を含む。）の締結、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について、観音寺市と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 %

商号又は名称 %

商号又は名称 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員がその欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、観音寺市及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が（共同連帯して）建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、(残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを) 第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

※ () 内は、構成員が2者である場合は削除すること。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、(他の構成員全員及び) 観音寺市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

※（ ）内は、構成員が2者である場合は削除すること。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が(脱退し、若しくは除名された場合又は)代表者としての責務を果たすことができなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、(他の構成員全員及び)観音寺市の承認により残存構成員(のうちいずれか)を代表者とすることができるものとする。

※（ ）内は、構成員が2者である場合は削除すること。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、以上のとおり

特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

所在地

商号又は名称

代表者

㊞

所在地

商号又は名称

代表者

㊞

様式第3号（第11条関係）

特定建設工事共同企業体編成表

共同企業体運営委員会	氏名	会社・役職名
	委員長	
	委員	
	委員	

共同企業体工事事務所

工務長	
氏名	会社名

事務長	
氏名	会社名

工務主任	
氏名	会社名

事務主任	
氏名	会社名

工務係	
氏名	会社名

事務係	
氏名	会社名